

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令案について【概要】（職業能力開発局関係）

I. 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

1 キャリアアップ助成金

(1) キャリアアップ助成金〔人材育成コース〕(派遣事業主活用型)の創設

- 派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、派遣先事業主が紹介予定派遣で受け入れる派遣労働者を、訓練終了後に自社の正規雇用労働者として雇用することを目的に、派遣先事業所内での実習(OJT)と座学等(OFF-JT)を組み合わせた訓練を実施する場合に、派遣先事業主と派遣元事業主に訓練に要した費用の一部を助成する措置を追加。

【現行制度の概要】

雇用する非正規雇用労働者に訓練を実施する事業主に、訓練に要した費用の一部を助成。

《対象事業主》

- ・非正規雇用労働者に訓練を実施する事業主

《支給額》

- ・OFF-JT(賃金助成)

1人1時間あたり中小企業800円・大企業500円

- ・OFF-JT(経費助成)

1人当たり次の額(実費が次の額を下回る場合は実費を限度)

100時間未満 中小企業10万円・大企業7万円

100時間以上200時間未満 中小企業20万円・大企業15万円

200時間以上 中小企業30万円・大企業20万円

- ・OJT(実施助成)

1人1時間あたり中小企業・大企業700円

2 認定訓練助成事業費補助金

(1) 認定訓練助成事業費補助金（震災特例分）の見直し

- 東日本大震災の被災地への特例について、平成 26 年度末まで延長する。

【現行制度の概要】

平成 25 年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を 1／2 から 2／3 に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を 1／3 から 1／2 に引き上げる。

3 キャリア形成促進助成金

(1) キャリア形成促進助成金（東日本大震災に伴う特例措置）の見直し

- 東日本大震災の復旧・復興状況を勘案し、特定被災区域外におけるキャリア形成促進助成金の特例措置を廃止し、特定被災区域内の事業主のみを対象とする特例措置の延長を実施する。

【現行制度の概要】

被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材の育成を推進するため、キャリア形成促進助成金の特例措置（訓練経費や訓練中の賃金への助成率引き上げ（経費助成 1／3 → 1／2、賃金助成 1 h 当たり 400 円 → 1 h 当たり 800 円 等）を行う。

《対象事業主》

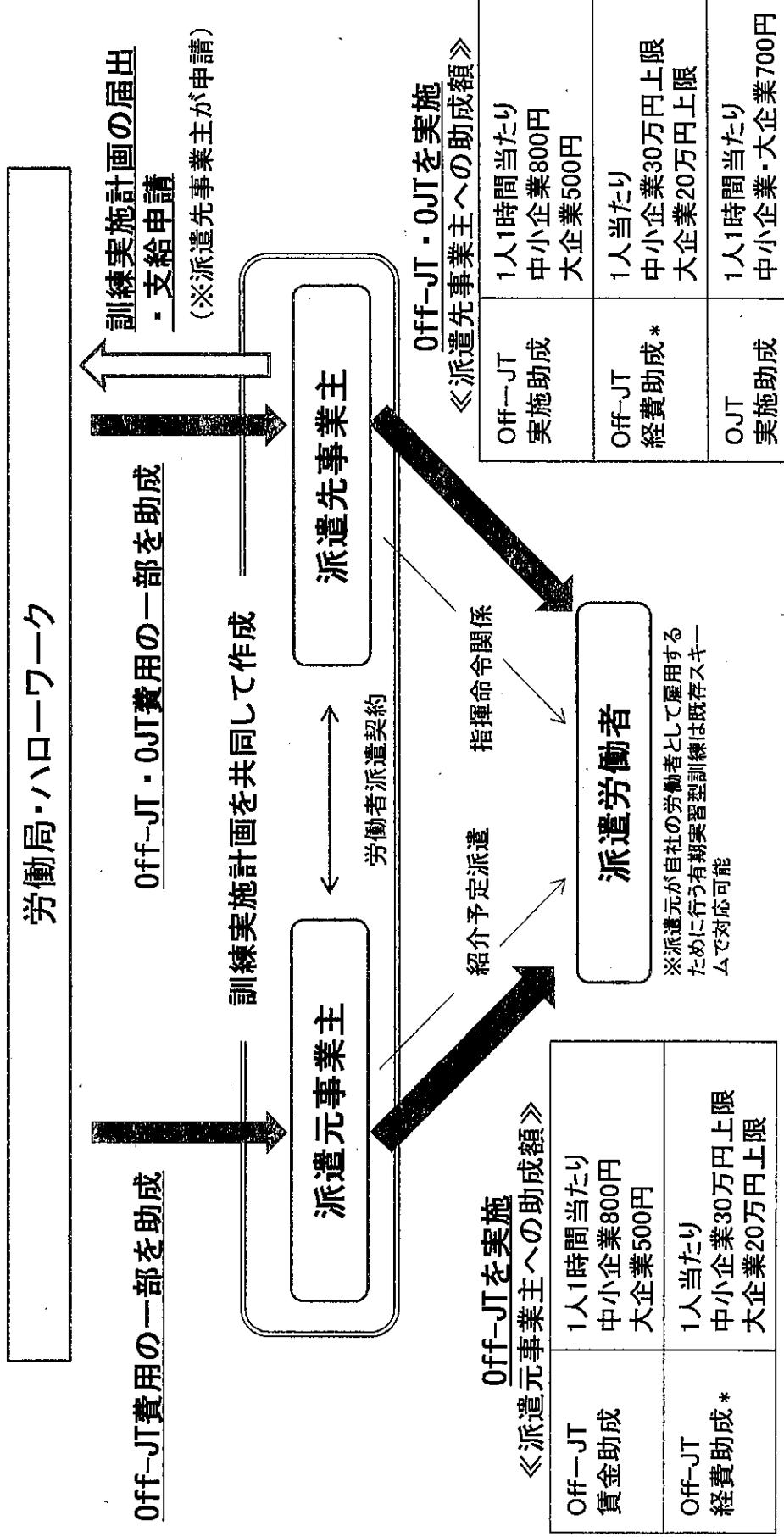
- ・ 特定被災区域（東京都を除く災害救助法適用市町村の区域）内に所在し、その雇用する労働者に職業訓練を実施する事業主
- ・ 特定被災区域外において、震災等の影響に伴う事業活動の縮小等により、新たな事業展開のためその雇用する労働者に職業訓練を実施する中小企業事業主。

II 施行期日等

1. この省令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものとすること。
2. この省令の施行前に改正前の各助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定めるものとすること。
3. その他所要の規定の整備を行うものとすること。

キャリアアップ助成金(人材育成コース)(派遣事業主活用型)

派遣先事業主と派遣元事業主が共同して訓練実施計画を作成し、派遣先事業主が紹介予定派遣で受け入れる派遣労働者を、訓練終了後に自社の正規労働者として雇用することを目的に、派遣先事業主と派遣元事業主とに訓練(Off-JT)を組み合わせた訓練(有期実習型訓練)を実施する場合に、派遣元事業主と派遣先事業主とに訓練に要した費用の一部を助成する。



東日本大震災に伴う特例措置について

○認定訓練助成事業費補助金

1. 現行制度の概要

- 認定職業訓練とは、職業訓練法人等の行う職業訓練を都道府県知事が認定したものである。
- 認定職業訓練を行なう職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1／2を補助。（運営費、施設費、設備費の3種類）

2. 特例措置の内容

- 認定職業訓練施設の復日にかかる施設費及び設備費の都道府県への補助率を、1／2から2／3に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を1／3から1／2に引き上げる。

3. 改正の内容

- 特例措置の適用期間を、平成27年3月31日まで延長する。

○キャリア形成促進助成金

1. 現行制度の概要

- 職業訓練等を実施する事業主に対し、訓練経費や訓練中の賃金の一部を助成。

2. 特例措置の内容

- 訓練経費や訓練中の賃金への助成率引き上げを実施（経費助成1／3→1／2、賃金助成1h当たり400円→1h当たり800円等）

3. 改正の内容

- 特例措置の適用期間を、平成27年3月31日まで延長する。